

大阪府環境審議会環境総合計画部会運営要領

第 1 設 置

大阪府環境審議会条例（平成 6 年大阪府条例第 7 号。以下「条例」という。）第 6 条第 2 項の規定により、大阪府環境審議会に環境総合計画部会（以下「部会」という。）を置く。

第 2 所掌事項等

部会は、環境総合計画に係る次の事項について、審議を行うとともに、必要に応じて審議会に報告を行う。

- （１）環境総合計画の策定又は変更
- （２）環境総合計画の進行管理方法の検討
- （３）環境総合計画の進行管理
- （４）その他環境総合計画にかかる事項

第 3 組 織

（１）部会は、条例第 6 条第 3 項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

① 条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する委員 4 名程度

② 条例第 3 条第 2 項に規定する専門委員 4 名程度

（２）部会に部会長を置く。部会長は、条例第 6 条第 4 項の規定により会長が指名する。

（３）部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第 4 会 議

部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

第 5 補 則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 6 月 20 日から施行する。

大阪府環境審議会環境総合計画部会委員名簿

氏 名	役 職	備考
川合 早苗	公益社団法人全国消費生活相談員協会 関西支部副支部長	
小杉 隆信	立命館大学教授	部会長 代理
近藤 明	大阪大学大学院名誉教授	部会長
島田 洋子	京都大学大学院教授	
中嶋 節子	京都大学大学院教授	
平井 規央	大阪公立大学大学院教授	
以上 環境審議会委員 計 6 名		
岡見 厚志	World Seed 代表理事	
千葉 知世	大阪公立大学大学院准教授	
以上 環境審議会専門委員 計 2 名		
合 計 8 名		